

第 7 章 環境の保全の見地から考慮しようとする内容

本事業の実施にあたっては、周辺環境への影響をできる限り軽減できるよう、以下の事項について環境の保全の見地から考慮する。

1) 工事の実施

(1) 地域の自然環境等との共生

- ① 事業予定地周辺に貴重な動物の生息が確認された場合には、施工方法や工事用車両の通行等工事計画において配慮する。
- ② 事業予定地内で埋蔵文化財が確認された場合には、関係機関と協議の上、適切な対応を行う。

(2) 大気・騒音・振動対策

- ① 工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型、低騒音・低振動型とし、周辺環境への影響の低減に努める。
- ② 工事の実施にあたっては、防音シートや仮囲いの設置により、粉じんの飛散防止や建設作業騒音の低減に努める。
- ③ 粉じんの発生が想定される作業時や粉じん発生の原因となる資材の保管時にはシート養生や散水等により粉じんの飛散防止に努める。
- ④ 工事用車両の退出時は、タイヤ洗浄を行い、周辺道路における粉じん防止に努める。

(3) 水質汚濁対策

工事中に発生する濁水は、沈砂池等を設置し公共水路への影響を低減する。

(4) 廃棄物等

事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努める。

2) 施設の供用

(1) 地域の自然環境等との共生

- ① 施設内には周辺環境や景観に配慮し、敷地境界付近に樹木を配置するなど緑化に努める。
- ② 施設の形状、色彩等については、周辺環境との調和に配慮する。

(2) 大気対策

- ① 排ガス処理対策として、バグフィルタ、アルカリ剤噴霧、脱硝装置等の実績ある設備を導入し、大気質への影響の低減に努める。
- ② ダイオキシン類については、二次燃焼室の必要滞留時間を確保するとともに、適切な運転管理（燃焼温度および酸素濃度、一酸化炭素濃度の管理）により安定燃焼させることによって発生抑制を図るとともに、ろ過式集じん器入口での急冷により再合成を防止する等、発生抑制に努める。

(3) 騒音・振動対策、低周波音対策

- ① 大きな騒音を発生する機器については、吸音材等を設けた防音室内に設置するなど、騒音の低減に努める。
- ② 大きな振動を発生する機器については、防振装置等を設けるなど、振動の低減に努める。
- ③ 低周波音が発生する可能性のある誘引送風機等の機器は堅固な基礎上に設置するなど、低周波音の低減に努める。

(4) 悪臭対策

ごみピットの臭気については、エアカーテン等により外気と遮断して外部への漏出防止を図る。なお、炉の稼働時は、ごみピット内の空気を燃焼用空気として利用し、炉内で高温燃焼脱臭する。2 炉休止時は、別に設けた脱臭装置により脱臭処理を行う等、悪臭の低減に努める。

(5) 水質汚濁対策

プラント排水は、計画処理水質を満足する水質に処理した後、下水道に放流する。雨水排水等は場内散水の活用に努める。

(6) 地域住民による自主的な環境の保全活動との連携

地域住民が環境教育の場として活用できる環境学習施設を併設し、環境やりサイクルに関する啓発および市民とのコミュニケーションの促進を図る。

(7) 地球環境の保全、循環型社会への貢献

- ① 焼却に伴い発生するエネルギーを回収し、高効率ごみ発電を行う計画であり、エネルギーの有効利用を図るとともに二酸化炭素の排出抑制に努める。
- ② 施設の機器導入においては、できる限り省エネルギー型機器を採用し、二酸化炭素の排出抑制を図る。